

○県立学校管理規則

昭和三十二年三月三十日

栃木県教育委員会規則第二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十三条の規定に基き、県立学校管理規則を次のように定める。

県立学校管理規則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十三条の規定に基づき、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項について定めることを目的とする。

(昭三九教委規則四・昭三九教委規則一三・昭四一教委規則一六・平一五教委規則二・平一八教委規則九・平一九教委規則九・一部改正)

(学則)

第二条 学校の学則は、校長が定めるものとする。

2 前項の学則を制定し、又は改正しようとするときは、その一月前までに栃木県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に届け出なければならない。

(昭三七教委規則一二・昭三九教委規則一三・平一五教委規則二・一部改正)

(学校の課程等)

第三条 学校の課程等は、別表第一のとおりとする。

(昭三六教委規則四・全改、昭三七教委規則一二・昭三九教委規則一三・平一九教委規則九・一部改正)

(特別支援教育)

第三条の二 特別支援学校における特別支援教育は、別表第二のとおりとする。

(平一九教委規則九・追加)

(生徒及び幼児定員)

第四条 中学校、高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒並びに特別支援学校の幼稚部(以下「幼稚部」という。)の幼児の定員については、別に定める。

(昭五三教委規則八・全改、平一五教委規則二・平一八教委規則九・平一九教委規則九・一部改正)

第二章 学期及び休業日

(平一四教委規則八・改称)

(学期)

第四条の二 学年を分けて、次の三学期とする。

第一学期 四月一日から七月三十一日まで

第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、学年を分けて、次の二学期とすることができます。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(平一四教委規則八・追加)

(休業日)

第五条 学校の休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日までの四十二日間

四 冬季休業日 十二月二十六日から翌年一月七日までの十三日間

五 学年末及び学年始休業日 三月二十五日から四月七日までの十四日間

六 前各号以外の時期において、教育委員会の必要と認める日

七 前各号に掲げるもののほか、農繁期その他特別の事情により、教育委員会の許可を受けた日

2 前項第七号に規定する許可を受けようとするときは、校長は、休業の理由及びその期日その他必要と認める事項を記載した許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(昭三六教委規則四・追加、昭四〇教委規則二五・昭四三教委規則一・昭四八教委規則六・昭五六教委規則一・平四教委規則一四・平五教委規則二・平七教委規則一・平一四教委規則八・平一五教委規則七・一部改正)

(臨時休業の報告)

第五条の二 校長は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第三十九条、第七十九条、第一百四条第一項及び第一百三十五条第一項において準用する同令第六十三条の規定により臨時に授業を行わないこととしたときは、直ちに、次に掲げる事項を教育委員会に報告するものとする。

一 授業を行わない期間

二 非常変災その他急迫の事情の概要

三 その他校長が必要と認める事項

(平一一教委規則一・追加、平一二教委規則一・平一三教委規則一・平一八教委規則九・平二〇教委規則一・一部改正)

(休業日の特例)

第六条 校長は、特別の事情があるときは、第五条第一項第一号、第二号及び第六号の規定にかかわらず、教育委員会の許可を受けて、当該各号に規定する休業日においても授業を行うことができる。

2 前項に規定する許可を受けようとするときは、校長は、授業を行なう理由及びその期日その他必要と認める事項を記載した許可願を、教育委員会に提出しなければならない。

(昭三六教委規則四・追加、昭三四教委規則四・昭四六教委規則一七・平四教委規則一四・平一三教委規則一・平一四教委規則八・平一五教委規則七・一部改正)

第六条の二 校長は、第五条第一項第三号から第五号までの規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会に届け出て、当該各号に規定する休業日について、当該各号の休業日の期間を合算した日数の範囲内で、その時期を変更し、又はその期間を増減することができる。

(平一五教委規則七・追加)

第三章 教育課程及びその運営

(教育課程の編成)

第七条 学校の教育課程は、学習指導要領、幼稚園教育要領及び教育委員会の定める基準により、校長が編成する。

(昭三六教委規則四・旧第五条繰下、昭三九教委規則一三・昭四七教委規則五・一部改正)

(併設型中学校及び併設型高等学校における一貫教育)

第七条の二 次の表の上欄に掲げる中学校(以下「併設型中学校」という。)及び同表の下欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)においては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

併設型中学校	併設型高等学校
栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校	栃木県立宇都宮東高等学校
栃木県立佐野高等学校附属中学校	栃木県立佐野高等学校
栃木県立矢板東高等学校附属中学校	栃木県立矢板東高等学校

2 併設型中学校及び併設型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ当該

併設型中学校及び当該併設型高等学校が協議するものとする。

(平一八教委規則九・追加、平一九教委規則一一・平一九教委規則一五・平二三教委規則二・一部改正)

(教育課程の届出)

第八条 校長は、第七条の規定により編成した教育課程のうち、教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学年別時間配当計画を、別記様式一により教育委員会に届け出なければならない。学年の中途においてこれを変更したときも同様とする。

(昭三六教委規則四・旧第六条繰下、昭四八教委規則四・昭五七教委規則五・平一五教委規則七・平一八教委規則九・一部改正)

(学校行事)

第九条 学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、登山等の学校行事については、教育委員会の定める基準により実施しなければならない。

2 前項の行事の実施にあたつては、校長は、その行事が県外で行われる場合又は宿泊をする場合には、あらかじめ教育委員会の承認を受け、その他の場合には届け出なければならない。ただし、教育委員会が特に指示したものについては、この限りでない。

(昭三六教委規則四・旧第七条繰下、平七教委規則一・一部改正)

(教科書及び教材)

第十条 学校は、学校教育法第三十四条第一項に規定する教科用図書(以下「教科書」という。)で、教育委員会が採択したものを使用しなければならない。

2 学校は、教科書以外の図書その他の教材(以下「教材」という。)についても、有益適切と認めた場合には、進んでこれを使用し、教育内容の充実をはかるものとする。

3 学校は、教材の選定にあたつては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。

(昭三六教委規則四・旧第八条繰下、平一八教委規則九・平一九教委規則一五・一部改正)

(教材の承認)

第十二条 教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として、教科書以外の図書を教科書に準じて使用する場合には、校長は、使用の一月前までに、別記様式二により、教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

(昭三六教委規則四・旧第九条繰下)

(教材の届出)

第十二条 学校が学年又は学級もしくは特定の集団の全員に、補充教材として前条に定める図書以外の図書及び練習帳等を継続的に使用させる場合には、校長は、あらかじめ別記様式三により、教育委員会に届け出なければならない。

(昭三六教委規則四・旧第十条繰下)

(単位の取得の認定)

第十三条 高等学校及び特別支援学校の高等部(以下「高等学校」という。)の教育課程における単位の修得の認定は、学校所定の学習時間の三分の二以上学習した生徒について、当該教科に属する科目及び総合的な学習の時間(次項及び第三項において「科目等」という。)の成績を評価して、校長が行う。

- 2 前項の教科に属する科目等の成績の評価は、学習の態度、考查成績等により行う。
- 3 校長は、各教科に属する科目等の単位を修得した者で、必要がある者に対しては、単位修得証明書を授与する。
- 4 校長は、生徒のうち当該学年において修得すべき単位の三分の二以上修得しない生徒及び教育上進級を不適当と認める生徒については、これを原級に留めおくことができる。

(昭三六教委規則四・旧第十一条繰下・一部改正、昭四八教委規則四・平一五教委規則七・平一八教委規則九・平一九教委規則九・一部改正)

(卒業の認定)

第十四条 校長は、学校所定の教育課程を修了した者について卒業を認定する。

- 2 校長は、卒業を認定した者に対しては、別記様式四による卒業証書又は修了証書を授与するものとする。

(昭三六教委規則四・旧第十二条繰下、昭三九教委規則一三・一部改正)

第四章 入学、休学、退学、賞罰等

(中学校入学志願の資格)

第十四条の二 中学校に入学志願をすることのできる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(平一八教委規則九・追加)

(高等学校入学志願の資格)

第十五条 高等学校(専攻科課程を除く。)に入学志願をすることのできる者は、次のとおりとする。

- 一 中学校若しくは義務教育学校又はこれらに準ずる学校を卒業した者又は卒業見込みの者
- 二 中等教育学校の前期課程を修了した者又は修了見込みの者

三 文部科学大臣の指定した者

四 学校教育法第十八条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子

で、文部科学大臣により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

五 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は修了見込みの者

六 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育

施設の当該課程を修了した者又は修了見込みの者

七 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 高等学校の専攻科課程に入学志願をすることのできる者は、高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は卒業見込みの者とする。

(昭三六教委規則四・旧第十三条繰下、昭四二教委規則七・昭四七教委規則五・昭五三教委規則八・平一三教委規則一・平一八教委規則九・平一九教委規則一五・平二〇教委規則一六・平二八教委規則五・一部改正)

第十五条の二及び第十五条の三 削除

(平一五教委規則二)

(幼稚部入学志願の資格)

第十五条の四 幼稚部に入学志願をすることができる者は、三月三十一日現在において、視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校にあつては満四歳以上満六歳未満、聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校にあつては満三歳以上満六歳未満の幼児とする。

(昭五三教委規則八・追加、平一九教委規則九・一部改正)

(幼稚部入学の許可)

第十五条の五 幼稚部の入学は、入学考查等に基づいて校長が許可する。

(昭五三教委規則八・追加)

(募集等の手続)

第十六条 中学校及び高等学校の生徒並びに幼稚部の幼児の募集、選考、選抜及び入学志願の手続等については、別に定める。

(昭三六教委規則四・旧第十四条繰下、昭三九教委規則一三・昭四一教委規則一六・昭五三教委規則八・平一五教委規則二・平一八教委規則九・一部改正)

(編入学)

第十七条 高等学校の全日制の課程に編入学を志願する者に対しては、校長は、当該学年に欠員があり、かつ、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り許可することができる。

2 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に編入学を志願する者に対しては、校長は、その者が相当年齢に達し、相当の学力があると認められた場合に限り、相当の期間を在学すべき期間としてこれを許可することができる。

(昭三六教委規則四・旧第十五条繰下、昭六三教委規則一一・平一七教委規則七・一部改正)

第十八条 削除

(昭六三教委規則一一)

(転学、転籍)

第十九条 他の高等学校又は課程に転学又は転籍を志望する者は、保護者と連署の上校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 他の高等学校又は課程から転学又は転籍を志望する者に対しては、校長は、教育上支障がない場合には、その者が履修した単位に応じてこれを許可することができる。

(昭三六教委規則四・旧第十七条繰下、昭五九教委規則一三・一部改正)

(在学保証書等書類の提出)

第二十条 中学校に入学を許可された者、高等学校に入学又は転学を許可された者及び幼稚部に入学を許可された者は、学校所定の書類を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する者の保護者は、保証人と連署の上、別記様式五により、在学保証書を校長に提出しなければならない。

(昭三六教委規則四・追加、昭三九教委規則四・昭三九教委規則一三・昭四九教委規則二・昭五三教委規則八・昭五五教委規則七・平一五教委規則二・平一八教委規則九・一部改正)

(保証人)

第二十一条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、学校に対して、中学校若しくは高等学校の生徒又は幼稚部の児童に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

2 校長は、保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。

(昭三六教委規則四・旧第十九条繰下、昭三九教委規則一三・昭四一教委規則一六・昭五三教委規則八・平一五教委規則二・平一八教委規則九・一部改正)

(保護者及び保証人の異動)

第二十二条 保護者は、自己又は保証人が、住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

2 在学保証書を提出した保護者又は保証人が死亡し、若しくはその資格を失つたときは、保護者又は新たに保護者となつた者は、改めて在学保証書を提出しなければならない。

(昭三六教委規則四・追加、昭三九教委規則一三・昭四九教委規則二・平一五教委規則二・一部改正)

(休学)

第二十三条 高等学校の生徒又は幼稚部の幼児が心身の故障その他真にやむを得ない事由により、引き続き二月以上出席し難いときは、あらかじめ期間を定めて、保護者と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。この場合には、休学の事由を証するに足りる書類を添えなければならない。

2 休学の期間は、一年以内とする。ただし、校長が必要と認める場合は、一年に限つてその期間を延長することができる。

3 休学の期間中に、休学の事由がやんだ場合は、そのことを証するに足りる書類を添えて、保護者と連署の上、校長に復学を願い出なければならない。

(昭三六教委規則四・旧第二十一条繰下、昭三九教委規則一三・昭四一教委規則一六・昭五三教委規則八・平二教委規則八・平一五教委規則二・一部改正)

(留学)

第二十三条の二 外国の中等学校に留学することを志望する生徒は、保護者と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 留学の許可を受けた生徒は、当該許可に係る留学が終了したときは、その旨を、外国の中等学校における履修を証明する書類を添えて、保護者と連署の上、校長に報告しなければならない。

(昭六三教委規則九・追加)

(出席停止)

第二十四条 校長は、感染症にかかり、又はそのおそれがある生徒、児童又は幼児に対し、他の生徒、児童又は幼児の教育に妨げがあると認めるときは、その出席停止を命ずることができる。

(昭三六教委規則四・旧第二十二条繰下、昭三九教委規則一三・昭四一教委規則一六・平二一教委規則一〇・一部改正)

(退学)

第二十五条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を添えて、保護者と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

(昭三六教委規則四・旧第二十三条繰下、昭三九教委規則一三・平一五教委規則二・

一部改正)

(再入学)

第二十五条の二 退学した者が、退学した後一年以内において再入学を願い出たときは、校長は、特別の事由があると認めたときに限り、これを許可することができる。

(昭四六教委規則六・追加、平一五教委規則二・一部改正)

(懲戒)

第二十六条 校長は、児童又は生徒としてふさわしくない行為をした者に対しては、訓告、停学又は退学に処することができる。ただし、退学は、特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 2 前項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。
- 3 第一項に規定する停学又は退学の処分をしたときは、校長はすみやかに当該年度の学年、氏名、住所、懲戒の種類、懲戒の事由及び処分年月日等を教育委員会に報告しなければならない。

(昭三六教委規則四・旧第二十四条繰下、昭三七教委規則一二・昭三九教委規則四・昭四一教委規則一六・平一八教委規則九・平一九教委規則九・一部改正)

第五章 職員の組織及び勤務

(職員組織)

第二十七条 学校に、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、司書教諭、主任実習助手、主任寄宿舎指導員、実習助手、寄宿舎指導員、主幹、事務長、副主幹、係長、主査、主任、主事、技師、学校司書、学校栄養士、学校看護師、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、技能技術員、公仕及び技術員を置く。

- 2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。
- 3 主幹は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
- 4 事務長は、上司の命を受け、庶務会計に関する事務を総括し、次項から第十五項までに規定する職員を監督する。
- 5 副主幹は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
- 6 係長は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
- 7 主査は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。

- 8 主任は、上司の命を受け、複雑若しくは困難な事務又は技術をつかさどる。
- 9 主事又は技師は、上司の命を受け、事務又は技術をつかさどる。
- 10 学校司書は、主事をもつてこれにあて、上司の命を受け、学校図書館の事務をつかさどる。
- 11 学校栄養士は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項及び技術をつかさどる。
- 12 学校看護師は、上司の命を受け、専門的な技術をつかさどる。
- 13 技能技術員は、上司の命を受け、自動車運転の業務に従事する。
- 14 公仕は、上司の命を受け、学校の環境の整備その他の用務に従事する。
- 15 技術員は、上司の命を受け、特定の労務に従事する。
- 16 第一項の職員の定数は、別に定める。

(昭四六教委規則六・全改、昭四八教委規則四・昭四九教委規則一一・昭五一教委規則三・昭五一教委規則一二・昭五四教委規則四・昭五九教委規則一・昭六〇教委規則一二・平二教委規則七・平三教委規則六・平七教委規則八・平八教委規則二・平一四教委規則二・平一四教委規則八・平一五教委規則二・平一九教委規則一〇・平二一教委規則七・一部改正)

(主幹教諭の校務)

第二十七条の二 主幹教諭が担当する校務は、校長が決定し、教育委員会に報告しなければならない。

(平二一教委規則七・追加)

(部主事)

第二十八条 特別支援学校の各部に主事を置く。

2 前項に規定する部の主事は、それぞれの部に属する主幹教諭又は教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずるものとし、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。

(昭五一教委規則三・全改、平九教委規則二・平一九教委規則九・平二一教委規則七・一部改正)

(教務主任等)

第二十八条の二 学校に、教務主任、学年主任、学習指導主任、生徒指導主事、進路指導主事及び保健体育主事を置く。ただし、これら主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これらの主任等を置かないことができる。

2 前項ただし書の規定により保健体育主事を置かない場合には保健体育主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときを除き、当該学校に、保健主事及び体育主事を置く。

- 3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 学生主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 学習指導主任は、校長の監督を受け、学習指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 6 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 7 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 8 保健体育主事は、校長の監督を受け、学校における保健及び体力の向上に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 9 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 10 体育主事は、校長の監督を受け、学校における体力の向上に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 11 第一項及び第二項に規定する主任等は、当該学校の教諭(保健主事にあつては、教諭又は養護教諭)の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。
(昭五一教委規則三・追加、昭五四教委規則七・平八教委規則一・平二一教委規則七・一部改正)

(学科主任等)

第二十八条の三 専門教育を主とする学科を置く学校には、当該学科ごとに学科主任を置き、農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校には、農場長を置く。ただし、これら主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これらの主任等を置かないことができる。

- 2 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。
- 4 学科主任及び農場長は、当該学校の教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

(昭五一教委規則三・追加、平二一教委規則七・一部改正)

(寮務主任等)

第二十八条の四 寄宿舎を設ける特別支援学校に、寮務主任及び舍監を置く。ただし、これ

ら主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これらの主任等を置かないことができる。

- 2 審務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童、生徒等の教育に当たる。
- 4 審務主任及び舎監は、当該学校の教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

(昭五一教委規則三・追加、平一九教委規則九・平二一教委規則七・一部改正)

(その他の主任等)

第二十八条の五 校長は、学校に前三条に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(昭五一教委規則三・追加)

(職員会議)

第二十八条の六 学校に職員会議を置く。

(平一二教委規則八・追加)

(校務分掌)

第二十九条 校務分掌は、この規則に規定するもののほか、校長が定め、所属職員に命じ、教育委員会に報告しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

(昭三六教委規則四・第二十七条繰下、昭三九教委規則一三・昭五一教委規則三・平一五教委規則二・一部改正)

(職員の勤務)

第三十条 この規則に定めるもののほか、校長の職務執行及び職員の服務については、別に定める。

(昭三六教委規則四・旧第二十八条繰下)

第六章 施設、設備の管理

(施設、設備の管理)

第三十一条 職員は、校長の定めるところにより、学校の施設、設備(備品を含む。以下同じ。)を管理する。

- 2 校長は、学校の施設、設備の管理を統括し、その整備に努めなければならない。

(昭三六教委規則四・旧第二十九条繰下)

(台帳)

第三十二条 校長は、学校の施設、設備の台帳を調整し、その現有状況を記載し、異動のつどこれを整理しなければならない。

2 前項の台帳の様式その他については、別に定める。

(昭三六教委規則四・旧第三十条繰下)

(報告)

第三十三条 校長は、所管の施設、設備の一部又は全部がき損し、又は亡失した場合には、すみやかに教育委員会に報告しなければならない。

(昭三六教委規則四・旧第三十一条繰下)

(貸与)

第三十四条 学校施設の貸与については、栃木県立学校施設使用条例(昭和二十五年栃木県条例第二十号)及び栃木県立学校施設使用に関する規則(昭和二十五年栃木県教育委員会規則第三号)の定めるところによる。

(昭三六教委規則四・旧第三十二条繰下)

(警備及び防火)

第三十五条 校長は、学校の警備及び防火の計画を作成し、教育委員会に届け出なければならない。計画を変更した場合も同様とする。

(昭三六教委規則四・旧第三十三条繰下)

(宿日直)

第三十六条 校長は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号)第七条第二項に規定する正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。)若しくは同条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該休日に代わる代休日又は国の行事の行われる日で教育委員会が指定する日に、職員を、宿日直員として勤務させることができる。

2 宿日直員は、二人とする。ただし、学校農場及び水産実習場の管理等の場合は、校長が別に定める。

3 校長は、特別な事由がある場合には、教育委員会の承認を得て前項の数を変更することができる。

4 宿日直員は、第一項に規定する日又は時間において、学校の施設、設備及び書類等の保全、外部との連絡、文書の収受、校内の監視及び学校農場等の管理等を行う。

5 前各項に定めるもののほか、宿日直員の服務については、校長が定める。

(昭三六教委規則四・旧第三十四条線下、昭三七教委規則一二・昭四一教委規則一・昭六一教委規則一・昭六二教委規則三・平七教委規則八・平一九教委規則一・一部改正)

第七章 雜則

(備付表簿)

第三十七条 学校は、学校教育法施行規則第二十八条に規定するもののほか、次の表簿を備え、それぞれ下記の期間保存しなければならない。

- 一 学校沿革誌 永久
- 二 卒業(修了)生徒(児童、幼児)名簿 永久
- 三 学校要覧 二十年
- 四 当直日誌 五年
- 五 校地、校舎等の図面 五年
- 六 往復文書綴 五年

2 前項第三号の学校要覧は、別記様式六により二部作成し、一部は、毎年五月十五日までに教育委員会に提出しなければならない。

(昭三六教委規則四・旧第三十五条線下、昭三九教委規則一三・昭四七教委規則五・平一一教委規則一・平一五教委規則二・平二〇教委規則一・一部改正)

(入学考查料等)

第三十八条 入学考查料、入学料、授業料、受講料及び聴講料の徴収については、栃木県立学校の授業料等に関する条例(昭和二十四年栃木県条例第十号)及び栃木県立学校の授業料等に関する規則(昭和二十八年栃木県教育委員会規則第二号)の定めるところによる。

(昭三六教委規則四・旧第三十六条線下、昭三七教委規則一二・昭三九教委規則一・昭五九教委規則四・平一五教委規則二・平一七教委規則七・一部改正)

(費用徴収)

第三十九条 校長は、学校の施設、設備をき損し又は亡失した者には、原状に復させ、又は原状に復させるための費用を徴収することができる。

(昭三六教委規則四・旧第三十七条線下)

(通信教育)

第四十条 通信制の課程について必要な事項は、栃木県学校通信教育に関する規則(昭和四

十六年栃木県教育委員会規則第五号)の定めるところによる。

(昭四六教委規則六・全改)

第八章 補則

(学校評議員)

第四十一条 学校に、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。

(平一四教委規則八・追加)

(細部事項の委任)

第四十二条 この規則の施行に関し、必要な細部の事項については、教育長が定めることが
できる。

(昭三六教委規則四・旧第三十九条縁下、平一四教委規則八・旧第四十一条縁下)

○修学旅行、登山等実施上の基準並びに学校行事の承認申請及び届出について

(平成7・3・27
高教第844号教育長通知)

最終改正 平成20・3・31・学教号外
第844号「修学旅行、登山等実施上の基準について」(最終改正平成16年4月5日)によることとしていましたが、このたび基準の見直しを図り、平成18年4月1日より、別紙「修学旅行、登山等実施上の基準について」によることとします。

つきましては、各学校においては、それぞれの学校行事の目的に即し、実施上の基準を定めるなどして、その指導に遺漏のないよう十分に配慮願います。

また、学校行事の承認申請及び届出については、県立学校管理規則第9条第2項のただし書きの取扱いを下記のとおりとし、提出先は、修学旅行、校外宿泊研修等については、中学校及び高等学校においては学校教育課、特別支援学校においては特別支援教育室とし、登山、対外運動競技等についてはスポーツ振興課とします。なお、特別支援学校の小学部と中学部については特別支援教育室が別に指示するものとします。

記

1 國内修学旅行、登山、臨海学校及び海外で実施される行事に

ついては、別記様式3—1、4、5によりその実施2週間前までに、海外修学旅行については、別記様式3—2によりその実施3か月前までに、教育長に申請し、承認を受けなければならない。

ただし、県内の標高1,500m以下の登山については、承認も届出も要しない。

2 前項以外の場合において、学校行事として実施し宿泊を要する場合は、別記様式3—1、5に準じて、その実施2週間前までに、教育長に届出なければならない。

ただし、校内で行う場合は、届出は要しない。
3 上記1、2以外の場合及び国民体育大会の参加については、承認も届出も要しない。

(別紙 修学旅行、登山等実施上の基準について)

1 修学旅行について

(1) 計画と実施
修学旅行の計画と実施にあたっては、学習指導要領において、旅行・集団宿泊的行事の中に位置づけられていることにより、その「指導計画の作成と内容の取扱い」等を踏まえたうえで、各学校の個性を十分に生かし、教育的効果を高めるものとする。

2 実施時期

学校における教育活動全般との関連、旅行地の気候、環境、風土及び交通事情等を十分に考慮のうえ、最も適切な時期を選ぶものとする。

3 旅行地及び見学場所

旅行地の選定に当たっては、事前に十分な調査と研究を行い、目的にふさわしいものとなるよう配慮する。また、見学場

所についても十分精選し、生徒が自主的・実践的に学習できるようゆとりのある日程とする。

(4) 実施学年、日数及び回数

中学校
ア 実施学年

第2学年又は第3学年（ただし、第2学年においては、
9月以降とする。）

高等学校全日制課程
第2学年又は第3学年（ただし、第2学年においては、
9月以降とする。）

高等学校定時制・通信制課程
第3年次以降とする。
特別支援学校高等部
第2学年又は第3学年（ただし、第2学年においては、
9月以降とする。）

日数
4泊5日（110時間）以内

在学中1回
回数

5: 経費
保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。

なお、修学旅行の経費については教育委員会が別に指示する。

6: 引率
ア 引率教員は、おおむね生徒20名について1名とする。

なお、特別支援学校については、適正な数とし、教育委員会が別に指示する。

また、やむを得ない場合を除き、校長又は教頭が参加すること。

イ 養護教諭又はこれに代わる者が必ず同行するものとする。
ウ 引率する生徒の一つの集団は、約200名程度までを原則とする。

7. 参加人員等
全員の参加を原則として、やむを得ない場合も、80%以上の参加がなければならない。

なお、不参加生徒のある場合には、その指導について遺漏のないよう配慮すること。

8. 事故防止及び保健対策
事前の調査及び準備を十分に行い、また、実施中の監督指導に遺漏のないよう配慮する。

その際、衛生監督については当該旅館及び弁当調整所の所在する都道府県衛生部長並びに、指定都市にあっては指定都市衛生主管局長あてに、また、事故防止等については見学地及び宿泊地の都道府県警察本部長あてに、それぞれ別記様式1、2により、協力を依頼するものとする。なお、これらの協力依頼は、少なくとも実施の1か月前までに確実に到着するようすること。

また、必要に応じて、他の関係機関にも協力を依頼すること。

ただし、海外修学旅行の事故防止及び保健対策については、教育委員会が別に指示する。

9. 承認
国内修学旅行については、別記様式3—1によりその実施2週間前までに、海外修学旅行については、別記様式3—2によ

りその実施 3か月前までに教育長に申請し承認を受けること。

10. その他

実施に際しては、関連する通知・通達を十分に参照すること。

イ 学校の事情等により、この基準によりがたい場合には、事前に中学校及び高等学校においては学校教育課と、特別支援学校においては特別支援教育室と協議すること。

2 登山等について

1. 目的

登山、スキー教室、キャンプ、臨海（川）学校、対外運動競技等を計画、実施するにあたっては、教育活動としての目的を明確にし、学習、生活指導及び健健康教育等の本質的性格を失わないよう努めること。

2. 旅行地

旅行地の選定に当たっては、事前に十分な調査を行い、特に登山等を計画する場合は実施の目的にふさわしいものとなるよう配慮すること。

3. 日程

2泊3日程度を標準とし、長くとも4泊5日以内において実施することが望ましい。ただし、特殊の事情によりそれ以上の期間を要する場合は、その事情を承認申請書に付記すること。

4. 引率

登山、スキー教室、キャンプ、臨海（川）学校等は危険をともない易いので、参加生徒10~15名に対し最小限1名の割合で教員を同行させ、その指導監督に当たること。
特に、登山については1パーティ2名以上の教員を同行させ、安全登山に当たること。

また、臨海（川）学校の場合は、教育委員会が認定した指導者がその指導に当たらなければならない。教育委員会の指導者の認定については、昭和30・7・22體教第191号「水泳指導者検定試験」による。

5. 事故防止及び保健対策
修学旅行を実施する場合に準じて、事前ににおける調査及び準備を十分に行い、監督指導を敵にして事故防止及び健康管理について万全を期すること。

特に、登山については、昭和41・11・22健教第775号「冬山登山の事故防止について」並びに「高校生冬山登山実施の範囲」（昭和41年12月）、「夏山登山の実施範囲」（昭和40年7月）を順守すること。

○冬山登山の事故防止について

(昭和41・11・22
健教第775号教務長通知)

各高等学校長
各教育事務所長
各市町村教育委員会教育長

このことについては、最近登山人口の激増とともに、いたましい事故も年々増加し、そのあとをたたないことはまさにどこに憂慮にたえないところであります。

幸い、本県におけるこの種の事故は関係者のご努力によりきわめて少ないのであります。が、本年もすでに冬山登山の時期に入り遭難事故の発生も予想されますので、貴管下の生徒および関係団体の登山者に対し指導の強化をはかると共に、下記事項を周知徹底して事故防止の万全を期されるよう願います。

とくに、高校生の冬山登山は、体力、技術、判断力などの点から冬山における安全を確保することとは、はなはだ困難であると思いますので、高校生の登山は夏山を中心として行ない、冬季積雪期における登山には極力さけることを原則とします。若し実施するにしても安全確保を基本条件として経験豊富な指導者のもとで、かなりの基礎訓練をつんだものを対象に安全確保のできる場所で基礎的技術訓練にとどめるよう慎重な態度でのぞむものとする。無届けの生徒の登山、OBとの合同登山などは、絶対に禁ずるべきです。その指導の徹底を期するようよろしく願います。

なお、高等学校において冬山登山訓練を実施する学校においては、次により別紙様式で、予め計画書を県教育委員会健康教諭課に提出し、承認をうけるものとする。その際様式以外の登山細繩も添えるようよろしく願います。

なおまた、この期日までに提出しない登山はいかなる計画であろうと承認しかねますのでご承知ください。

- 1) 12月～2月末日に實施する学校は11月末日までとする。
- 2) 3月～5月末日に實施する学校は2月20日までとする。

記

1 11月～5月末日頃までを冬山登山の要注意期間としてとくに留意することが必要である。
2 山岳部、山岳団体に所属していないものの無届登山は絶対に止めること。

3 冬山は夏、秋、春の山で基礎技術を体得し、そのため経験豊かな指導者の統制ある指揮のもとでなければ行なつてはならない。
4 計画、装備、食糧、トレーニングは最悪の状態にも対処できる余裕をもつて準備するようになります。

5 気象の変化は、ラジオ、トランジスター等により常に細心の注意を払い、判断にはさらに慎重と冷静さをもつようになります。
6 計画書は、その写しを家庭、学校、職場等におくとともに、早めに必ずもよりの警察、山岳連盟、地元遭難対策協議会等に提出することを義務とすること。

7 冬山はいつでもなだれのおこる危険性があるので、降雪中とその翌日は行動を中止するようになります。
8 いかなる登山であつても、経験、技術、体力を無視するような行動、競争意識による軽はずみな行動は厳につしむこと。

(昭和41年11月22日付健教第775号通達によるもの)

高校生冬山登山実施の範囲

(昭和41年12月)

1 冬山登山安全確保の基礎訓練内容
1.1 冬山登山要注意期間は11月末～5月末までとする。

1.2 基礎訓練内容は、炊事、凍傷予防、装備使用法、靴の手入れなどの生活技術訓練および気象、テント訓練、積雪上の歩行技術訓練とする。

1.3 アイゼン、ザイルを必要とする登さんはんは実施しないこと。
1.4 スキーツアーは、指導者によく知っているコースで半日で往復できるところを選んで行なうこと。

1.5 冬山登山の1日の行動時間は6時間以内とする。

1.6 12月から2月末までの縦走登山は実施しないこと。

1.7 宿泊日数は3泊4日を限度とする。

1.8 冬山登山の訓練地は、県内の山岳にとどめる。とくに委員会で許可した地帯とする。

指導者

指導者の責任は、学校教職員にして5年以上冬山登山の経験をもつか、登山指導員(全日本、県)の資格を有しているものとし、たえず実際活動を行ない、体力、経験、技能の豊かなものとする。

参加者

1. 参加生徒は技術、体力、経験をじゅうぶん有するものとする。
2. 参加生徒は、事前に必ず健診を実施するものとし、その結果健康なものとして、不適者は参加させないこと。

準備

1. 事前に調査を克明に行ない、余裕を残した無理のない計画を立てること。また、事前に必ず準備会を開き、登山に付けること。

※三ヶ月に跨る冬山登山

1 生徒の装備、食糧は万全を期して荷物の負荷量は過重にならないこと。

2. 事前に気象状況を研究しておくこと。

3. 冬山登山要注意期間に登山計画を実施する場合には、次の期日までに承認申請書を県教育委員会に所定の様式によつて提出すること。

4. 11月末～2月末間に実施する場合 11月20日までにする。
5. 3月～5月末間に実施する場合 2月20日までとする。

(注)

1 夏山登山の実施の範囲 (昭和40年7月)
1.1 要山登山の宿泊日数は4泊5日を限度とし、長くても予備日を入れて7日を越えないようにすること。また、1日の行動時間は8時間を上まわらないこと。

2 登山地はできるだけ県内の山岳地帯で行なうことにするが、地域の地理的実情によつては隣接県の山岳地帯で実施してもよいが、その場合その県の登山条例によつて禁止されているところでは実施しないこと。

3 指導者の選定は学校において行なうが、引率責任者は必ずその学校の教職員にして登山指導の経験が5年以上であり、山岳連盟の指導員の資格をもつか、県教委主催の登山指導者講習会に参加したものであること。(校内に適任者がいない場合に他校の登山指導者に協力依頼してもさしつかえないが、その場合でも必ず自校の教員1名は附添うこと。)

4 参加者、準備等の事項は冬山登山実施の範囲と同様とする。
5 夏山登山で夏季休業中に実施する計画は、6月末日までに県教育委に所定の様式で承認申請書をうけること。夏季休業中以外に実施する場合は、実施日の2週間前までに承認申請書を提出すること。

(別記様式4)

第 号

平成 年 月 日

修学旅行、登山等実施上の基準並びに学校行事の承認申請及び届出について

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立

学校長

登山等の承認申請について

このことについて、下記の計画により実施したいので、承認くださるよう願います。

記

1 行事等名

2 目 的

3 場 所

4 期 日

5 日程コース

日程	月／日	主な行動コース、予定期刻、利用交通機関、宿泊地（幕営、山小屋の別）
第一日目	/	
第二日目	/	
第三日目	/	
第四日目	/	
第五日目	/	
第六日目	/	
予備日	/	

- [付記] (1) 夏山は5泊6日以内、春山及び冬山は3泊4日以内。
(2)  電車、 車、 全装行動、 サブ行動で記入。

6 引率者、山歴

氏名	年齢	職名	教科	部顧問年数	指導員資格	過去における登山歴、経験年数、日数等

7 参加者（多数の場合は一覧表添付のこと）

氏名	学年	健康状況	血液型	住所	過去における主な山行

8 装備計画（必要なものについて数量、備考欄に記入）

(1)共同装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
幕當用具	テント一式 ペグ ビニールシート テントマット ツエルト ランタン ローソク ブラシ スコップ			炊事用具	なべ コップヘル 食器 しゃもじ おたま たわし まな板セット 石油コンロ 石油 EPIコンロ EPIガス メタ 水用ボリタンク			その他	ラジオ 天気図用紙 医薬品 修理具一式 トランシーバー 予備電池 カメラ ザイル ロール紙 ビニール袋		

(2)個人装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
着用装備	上着 ズボン カッターシャツ セーター 下着 登山靴 靴下 帽子 ヤック 雨具 アタックザック サブザック 軍手 毛手袋 ヘッドランプ スペツツ サングラス			着用装備	オーバー手袋 オーバーズボン			携行	ライター又は マッチ 筆記具 計画書 健康保険証 身分証明書		
装備				携行	シュラフ マット 水筒 テルモス はし 手ぬぐい 洗面具一式 ナイフ 時計 地図 コンパス			装備	裁縫用具 新聞紙 非常食 靴ひも 細引き チリ紙 個人医薬品 ピッケル わかん		

9 食糧計画（具体的に記入）

項目 月／日	朝 食		昼 食・行 動 食		夕 食	
	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
予備日						
予備食 一人当たり	品 名	数 量	非 常 食 一人当たり	品 名	数 量	

10 事前トレーニングの計画・内容

11 事故防止及び救急対策

(1) 荒天対策

(2) 救急対策

(3) 事故防止対策

12 緊急時の連絡先

(昼)

(夜)

13 概念図（添付のこと）

（注）夏季休業中の実施計画は6月20日、12月～2月末日までの実施計画は11月20日、3月～5月までの実施計画は2月20日までに申請書に写しを11部添付して提出のこと。その他の期間に実施する場合は実施期日の2週間前に申請書を提出のこと。

(参考)

学校行事の届出・承認一覧

担当課	行事例	届出			承認		
		県内	県外	宿泊	県内	県外	宿泊
学校教育課	修学旅行	—	—	—	—	—	○
	海外研修(希望者)	—	—	—	—	—	○
	遠足	—	—	—	—	—	—
	バス旅行	—	—	○	—	—	—
	文化・関東大会	—	—	○	—	—	—
	文化・全国大会	—	—	○	—	—	—
	職場見学	—	—	○	—	—	—
	職場実習	—	—	○	—	—	—
	校外各種合宿(学年・クラス・生徒会・部活動)	—	—	○	—	—	—
	校外宿泊學習	—	—	○	—	—	—
スポーツ振興課	校内各種學習	—	—	—	—	—	—
	登山(1500mを超える)	—	—	—	○	○	○
	登山(1500m以下)	—	—	○	—	○	—
	スキー実習	—	—	○	—	—	—
	キャンプ	—	—	○	—	—	—
	臨海(川)学校	—	—	—	○	○	○
	マラソン大会	○	○	○	—	—	—
	運動部の活動	対外運動競技等		—	—	—	—
	校外合宿	—	—	○	—	—	—
	隣接県との試合	—	—	○	—	—	—
	海外遠征	—	—	—	—	—	○

注 1) ○ → 届出・承認が必要

— → 届出・承認は不要

注 2) 学校体育団体

全国高等学校体育連盟

日本中学校体育連盟

日本高等学校野球連盟

関東中学校体育連盟

全国壁学校体育連盟

栃木県中学校体育連盟

関東高等学校体育連盟

関東地区高等学校野球連盟